

## 木古内町観光協会の役員名簿

任期 2009.4.1 ~ 2011.3.31 順不同

役 職	氏 名				
顧 問	吉澤萬寿男				
会 長	東出文雄				
副会長	清水美佐雄	手塚通隆	多田賢淳	松村信子	竹村照清
理 事	平澤修司	岩館俊幸	吉田裕幸	成沢信行	竹田則幸
	中村時子	吉澤 徹	手塚恵子	竹田光伸	舩野信夫
	土門武広	近藤 力	秋山ひとみ	新井田勝幸	丹羽陽子
	工藤みどり	北島孝雄	清 政見	山本勝義	藤谷晃章
	加藤幸矢				
監 事	近藤 攻	佐藤裕史			
事務局長	伊藤光雄				

## 木古内町観光協会会則

(名称)

第1条 本会は木古内町観光協会と称し、事務所を木古内商工会内におく。

(目的)

第2条 本会は広く町内の総意を結集し、観光関連事業の推進、観光資源の宣伝、施設の充実及び観光客受入体制の強化を図り、もって本町観光の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 観光資源の調査、開発、保存
2. 観光宣伝と観光客誘致
3. 観光施設の整備計画と促進
4. 土産品の改善指導と販売斡旋
5. 郷土民芸、芸能の育成と普及
6. 観光諸行事の開催と協力
7. 関係機関及び諸団体との連絡調整
8. その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する団体、業者、法人、個人及び特別会員をもって組織する。但し、団体は賛助会員とする。

2. 特別会員は役員会の義を経て会長が委嘱する。

(除名)

第5条 本会員としての四角は脱退又は死亡、解散、除名により喪失するものとする。

(会費)

第6条 本会の会員は必要な経費にあてるために会費を納付しなければならない。

2. 会費の金額、納付時期、方法は毎年総会において定める。

(会議)

第7条 本会の会議は総会、役員会とする。

2. 総会は定期総会及び臨時総会として、定期総会は毎年1回開催、臨時総会、役員会は、会長が必要と認めたときにこれを開催する。

総会、役員会の議長は会長がこれにあたる。

3. 総会において決議する事項は次の通りとする。
  - 1) 会則の変更
  - 2) 収支予算及び決算の承認
  - 3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
  - 4) 余剰金の処分案及び損失処理案
  - 5) 役員選挙
  - 6) その他重要事項

(総会の議事等)

第8条 総会及び役員会の議決は、出席者の2分の1以上の賛成をもって決定する。

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会長 1名      副会長 若干名      理事 25名以内  
監事 2名

(役員を選任)

第10条 役員は総会において選出する。

( 役員 の 任 務 )

- 第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 . 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
  - 3 . 理事は会務の運営にあたる。
  - 4 . 監事は会計を監査する。

( 役員 の 任 期 )

- 第12条 役員 の 任 期 は 2 年 と する 。 但 し 、 再 任 を 妨 げ 不 い 。
- 2 . 役員は任期満了後も後任者の就任するまでその職務を行なう。
  - 3 . 補欠により役員になった者の任期は前任者の残任期間とする。

( 顧 問 )

- 第13条 本会に顧問をおくことができる。
- 2 . 顧問は会長の推薦により役員会の義を経て委嘱する。
  - 3 . 顧問は会長の諮問に応ずるものとする。

( 専 門 部 の 設 置 )

- 第14条 本会に事業施行のため必要に応じて次の部をおく。
- 2 . 総務部、催事部、観光開発部に部長 1 名、副部長 1 名をおく。
  - 3 . 部長及び副部長は、役員会の互選により会長、副会長以外の理事を選定し、会長が委嘱する。
  - 4 . 各部に所属する部員は会員中より役員会において決め、会長が委嘱する。

( 会 計 )

- 第15条 本会の事業費、経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入をもってあてる。
- 2 . 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日までとする。

( 事 務 局 )

- 第16条 本会に事務局を設け、事務局長 1 名、事務員若干名をおき、会長が委嘱する。

付 則 本会則は、昭和 5 9 年 6 月 1 9 日より施行する。  
本会則を昭和 6 0 年 9 月 1 7 日一部改正する。  
本会則を平成 1 9 年 6 月 7 日一部改正する。

## 専 門 部 の 業 務

- 総務部 1 ) 会員の入脱会の手続き及び会費の評定と徴収に関すること。  
2 ) 協会の役員会及び総会に関すること。  
3 ) 観光宣伝に関すること。  
4 ) 観光施設の整備、拡張に関すること。  
5 ) 関係団体との連絡調整に関すること。
- 催事部 1 ) 各祭事協賛事業の企画運営に関すること。  
2 ) 郷土芸能の育成、保存に関すること。  
3 ) 町内観光事業に関すること。
- 観光開発部 1 ) 町内観光資源の調査、開発、保存に関すること。  
2 ) 観光客誘致に関すること。  
3 ) 木古内町名産品、特産品研究開発に関すること。  
4 ) ふるさとの村運動の推進に関すること。  
5 ) その他観光振興に関すること。